

令和3年6月25日

振込送金依頼書を提出していない配当対象債権者各位

ご連絡

破産者 福島電力株式会社

破産管財人弁護士 清水祐介

上記破産者に対する福島地方裁判所いわき支部平成30年(フ)第68号破産事件について、破産法に基づく最後配当の手続き中です。

配当対象債権者各位には破産管財人から配当通知を送付済みです。

6月25日現在で振込送金依頼書を提出していない配当対象債権者各位にあて、当職から再度、ご案内を送付し、速やかなご提出をお願いしています。

令和3年7月31日までに振込送金依頼書が到着しない破産債権者に対する配当につきましても、供託手続きをとりますのでご承知おきください。

《お問い合わせ先》

本件につきご不明な点は、以下のお問い合わせ先までご連絡ください。

福島電力コールセンター TEL 0120-057-445

(受付時間) 平日 午前9:00~午後6:00